第3回 マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議議事要旨

日時: 令和5年6月22日(木) 11:00~12:00

場所:WEB開催

事務局から、配付資料に基づき説明を行い、その後、要旨以下のとおりご意見を頂いた。

○ 「時価」とは「客観的な交換価値」をいうものと解されている以上、財産の評価方法は 互いに独立した当事者間で自由な取引が行われる市場で通常成立すると認められる売買実 例価額によることが最も適当といえる。

分譲マンションは流通性・市場性が高く、類似する物件の売買実例価額を多数把握することが可能であり、かつ価格形成要因が比較的に明確であることからすれば、それら要因を指数化して売買実例価額に基づき統計的に予測した市場価格を考慮して評価額を補正する方式が妥当といえる。

- マンションの価格形成要因として重要なものの一つに、ロケーション(立地条件)がある。敷地利用権(規模)が狭小だと、ロケーションが考慮されている路線価が相続税評価額に反映されにくくなる点に着目して、その狭小度を指数化した上で統計的手法により補正する方式は、ロケーションを評価額に反映させる方法として合理的といえる。
- 敷地利用権の評価に用いる路線価等は売買実例価額に基づいて評定されてはいるものの、標準的な使用における更地の価格であり、高度利用されている高層マンションの敷地価格水準から乖離する場合があるため、分譲マンションの売買実例価額に基づいた補正は建物部分だけでなく、敷地部分についても行う必要がある。
- 評価額を補正する場合にも、理論的には土地と建物を分けてそれぞれについて補正する 方法と、まとめて一体として補正する方法とがあり得るが、分譲マンションについては土 地と建物の価格は一体で値決めされて取り引きされており、それぞれの売買実例価額を正 確に把握することは困難であることや、重回帰式により算出される乖離率を土地と建物と

に合理的に按分することも困難であることを考慮すると、土地と建物の双方を一体として 捉えて補正することが合理的ではないか。

- 評価額と市場価格の乖離の要因としては4指数(築年数、総階数、所在階及び敷地持分狭小度)の他にもあり得るかもしれないが、申告納税制度の下で納税者の負担を考慮すると、納税者自身で容易に把握できる情報を使用する指数である必要がある。この点、これら4指数は定量的に捉えることができ、納税者自身が容易に把握可能なものであることに加え、特に影響度が大きい要因でもあることから、これら4指数により乖離を補正することが妥当ではないか。
- 納税者の申告上の利便性を考えると、国税庁ホームページ等において、4指数の基となる計数を入力すると補正率や評価額が自動計算されるツールが提供されるとよいのではないか。
- 分譲マンションの流通性・市場性の高さに鑑み、その価格形成要因に着目して、売買実 例価額に基づく評価額の補正の仕組みを導入するのであれば、その対象となる不動産は流 通性や価格形成要因の点で分譲マンションに類似するものに限定すべき。その点、二世帯 住宅や低層の集合住宅、事業用のテナント物件などは市場も異なり売買実例に乏しいこと からすれば、対象外とすることが妥当ではないか。

他方で、一棟全体について全戸を区分所有しているようなケースでは、一戸一戸を切り 売りすることができる点で一戸単位で取引される分譲マンションと同様の高い流通性が認 められるので、見直しの対象とすべきではないか。

- 一戸建てにおける乖離も考慮して、市場価格の60%を最低評価水準とすることは、分譲 マンションと一戸建てとの選択におけるバイアスを排除しつつ、評価額の急激な引上げを 回避する観点を考慮したものといえるのではないか。
- コロナ禍等より前の時期として平成30年分の売買実例価額を用いることは、足元のマンション市場は、建築資材価格の高騰等による影響を排除しきれない現状にあることにも鑑みたものといえるのではないか。

○ 今後のマンション市況の変化には適切に対応していく必要があるので、新しい評価方法 が適用された後においても、重回帰式の数値等については定期的に実態調査を行い、適切 に見直しを行うべきではないか。

(以上)